

様

岩手県知事 達増 拓也

権利者会議通知書

県営経営体育成基盤整備事業南方地区（全工区）の換地計画決定について、下記により土地改良法第 89 条の 2 第 2 項において準用する同法第 52 条第 5 項の規定による会議を開催しますので、ご出席ください。

なお、都合により出席できない方は、同法第 31 条第 2 項（同法第 52 条第 7 項（同法第 89 条の 2 第 2 項で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）の規定に基づき書面議決書により議決をするか、または委任状により、住居及び生計を一緒にしている親族若しくは他の出席資格者に委任願います。

ただし、委任を受けられるのは、一人当たり 3 人までとなりますのでご注意ください。

記

- 日時 令和 7 年 9 月 11 日（木） 午後 2 時 0 0 分
(午後 1 時 3 0 分から受付開始)
- 場所 南方部落公民館
岩手県奥州市胆沢小山字伊勢堂 230
- 議案 県営経営体育成基盤整備事業南方地区
(全工区) の換地計画決定について

整理番号

農家番号